

## 紙は原則リサイクルへ

**10月は3R推進月間**

**ごみの減量・資源化にご協力を**

現在、皆さんが家庭で出している燃やすごみには、正しく分別すれば再利用が可能な紙類が約2割程度(下グラフ参照)入っています。23区のごみの埋立処分場は、あと50年程度で一杯になるといわれており、新たな処分場の設置もできません。より一層、ごみの減量・資源化を進めるため、まずは「ほぼ、すべて再利用できる資源」である紙の資源化にご協力をお願いします。

資源化する時に他の良質な資源が汚れたり、リサイクルに不適切な材質が混入する恐れがあるので、燃やすごみとして出してください。

左の4品目以外は、すべての紙を資源回収に出すことができます。小さな紙は、飛散防止のため紙袋に入れたり雑誌などに挟んで出してください。

### この4つだけはダメ!

**おむつなどの衛生用品**  
吸水性ポリマーがついているので、新品でも×

**においのついた紙**  
(洗剤の箱、石けんの包装紙、線香の紙箱など)  
においが他の資源にうつるので×

**カーボン紙**  
色が他の資源につくので×

**汚れた紙**(油のついた紙など)  
油などの汚れが他の資源につくので×

### なんでもOK

漫画・雑誌  
新聞

雑誌に挟む例  
紙袋に入れる例

この3種類は、それぞれ分別して出してください

左記3種以外は、まとめて縛るか紙袋・雑誌と共に出してください

町会・自治会、管理組合等が行う、自主的な資源回収(集団回収)は、回収方法が区とは異なる場合があります。事前に集合住宅の管理人や責任者等にご確認ください。

### 区職員が分別方法等をご説明!

**ごみ・資源の出張勉強会** 参加グループ募集

区職員が向向き、資源・ごみの分別方法等についてお話しする「資源・ごみ出張勉強会」を実施しています。ご近所の方やPTAなどでお誘いあわせのうえ、日ごろのごみ・資源に関する疑問を解決してみませんか **時** 平日9:00~20:00 **区** 区内に居住するおおむね10人以上のグループ(ご近所、PTA、サークル、町会・自治会等) **費** 無料 **申** 電話で清掃リサイクル課☎3647-9181

▲清掃リサイクル課職員が詳しく説明します

### 5つの“R”で目指せ循環型社会

10月は循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する、3R(Reduce(発生抑制)、Reuse(再利用)、Recycle(再生利用))推進月間です。さらに、区ではRefuse(断る)、Repair(修理)を加えた5Rを推進しています。

#### 5Rの実践例

- 1. リフューズ(不要なものはもらわない)**  
⇒マイバッグを持参し、レジ袋を断る
- 2. リデュース(不要となるものを減らす)**  
⇒詰め替えられる製品を購入する
- 3. リユース(物を繰り返し使う)**  
⇒リサイクルショップを利用する
- 4. リペア(壊れたものは修理して使う)**  
⇒壊れた家電製品などを修理して再び使う
- 5. リサイクル(不要となったものを資源として再生利用する)**  
⇒紙類・びん・缶・ペットボトルなどを資源の日に出して、再生・有効活用する

#### ワンポイント

5Rは順番が大切! まず不要となるものを減らし、どうしても不要になったものをリサイクルしましょう。

### 平成26年度家庭ごみ組成割合

**2割近くが紙類=資源**

区では毎年、家庭と事業所で出されるごみの中身をサンプル調査しています。今年6月に行った調査では、燃やすごみの中に「資源となる紙類」が16.8%も入っていました。